

相談までの流れ

1

予約申し込み

表紙の連絡先または右のWEBフォームにて希望日時をお知らせください。



2

初回相談

オンラインもしくは対面で相談が可能です。相談内容に応じて、サポートいたしますので、ヒアリングのために初回は1時間～1時間半を目安としています。

3

定期相談・専門相談

活動内容や悩みに応じた相談に対応します。必要に応じて評価士、税理士などの専門相談を実施します。



相談は予約制となっています。

相談予定表（窓口設置カレンダー）を
なは市民活動支援センターのホームページ、
窓口、SNS等でご確認いただけます。

市民活動支援センターでの相談のほか、
現場でのヒアリング、オンライン相談にも
対応しています。
予約の際にコメントにてお知らせください。

状況によって、当日受け付けることも可能です。
お気軽にお電話にて
空き状況をお問い合わせください。

アクセス

ゆいレール

古島駅 徒歩10分
おもろまち駅 徒歩16分

バス

新都心区内
・なは市民協働プラザ前バス停 徒歩すぐ
・安謝1丁目バス停／国際高校前バス停 徒歩10分
環状2号線側
・古島バス停 徒歩7分
国道330号線側
・興南高校前バス停／真嘉比バス停 徒歩10分

車での来所

なは市民協働プラザ地下「なは市民協働プラザ地下
駐車場（39台）」並びに、中央消防局隣り「ナハメ
カルパーキング（71台）」が有料でご利用いただけ
ます。市民活動でセンターをご利用の場合、減免の
対象となりますので、駐車券をお持ちください。



〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
（なは市民協働プラザ2階）

那覇市市民、那覇市内で活動して
いる団体・個人は無料で何度でも
相談できます

なは市民活動支援センター

2026年度 市民活動 「よろず相談窓口」

市民活動を始める時、続ける時、
こんな不安はありませんか？

「やりたいことはあるけれど、何から始めればいい？」
「法人化した方がいいの？ メリット・デメリットは？」
「メンバーが集まらない、どうしたらいい？」
「助成金の申請、書類が難しくて進まない…」

よろず相談窓口では、
このような悩みのサポートをいたします。

問い合わせ先
一般社団法人は・らく

（なは市民活動支援センター 令和8年度 専門相談事業 受託団体）

☎ 080-1746-0115

✉ hata.raku.oki@gmail.com

なは市民活動支援センターは那覇市が運営している
さまざまな分野の市民活動やボランティアの支援拠点です

ご利用・相談例

どこに相談してよいかわからないという、その「モヤモヤ」。
そのままでも大丈夫です。一緒に考えていきましょう。まずは安心してお越しください。

助成金の情報提供

どんな助成金があるのかどこから
そもそも助成金情報を探ること
ができるのか、活動の内容に
合ったものを案内いたします。



会計相談・税務相談

「NPOの会計は特殊で難しい」「監事監査や決算報告、これで合っている？」そんな不安を抱えていませんか？NPO会計に強い税理士法人と連携した相談を実施します。



助成金等申請サポート

「募集要項を読んだけど、申請内容と合っているのが確認してほしい」「事業計画書の添削してほしい」そのような相談にも対応します。



法人格の取得に向けた支援

「自分たちの活動を法人化したいけれど、NPO法人と一般社団法人の違いがわからない。メリット・デメリットを整理して、自分たちに合う方を選びたい。」

立ち上げサポート

「地域の子どものために何か始めたいけれど、ボランティア団体とNPO法人のどちらがいいの？自分たちの活動に合ったカタチを知りたい。」

【伴走型相談支援】

窓口相談に加え、オンラインや活動現場への訪問も実施。
イベント企画や団体設立・運営まで、あなたの団体の悩みに合わせて寄り添います。

【専門家ネットワーク】

税理士、社会福祉士、評価士、ファンドレイザー等による
会計・税務、法人設立、組織基盤強化などの専門相談にも
ワンストップで対応します。

2026年度連携事業者：税理士法人TAパートナーズ
担当：相浦 圭太（税理士、準認定ファンドレイザー）

よくある質問

Q 仕事をしているので、平日の昼間は時間が取れません。夜間や土日の相談は可能ですか？

A はい、可能です。働きながら活動されている方を応援するため、隔週で夜間（17:00～21:00）や土曜日・日曜日にも相談窓口を開設しています。また、ビデオ会議（Zoom等）によるオンライン相談も受け付けています。カレンダーをご確認ください。

Q どこまでサポートしてくれますか？

A 運営や会計に関するアドバイス・添削などの相談・支援はすべて無料です。ただし、「書類の作成代行」「官公署への申請手続き」「確定申告の代行」など、各土業の独占業務に該当する実務の依頼はできません。